

第1章 免疫療法認定医に必要な条件

第1条

一般社団法人日本臨床免疫学会免疫療法認定医(以下、「認定医」という。) 認定の申請を行うものは、以下の資格、要件を全て備えていなければならない。

- (1) 医師免許を有すること。
- (2) 申請時において一般社団法人日本臨床免疫学会(以下、「本学会」という。) に累積して3年以上属しており、会費を完納していること。
- (3) 免疫抑制療法あるいは免疫に関する臨床経験があること。すなわち、自己免疫疾患・炎症性疾患、腫瘍、生殖医療、移植免疫に関する免疫抑制療法を含む免疫治療、あるいは先天性・後天性免疫不全症に関する診療の経験が30例以上あること。
- (4) 過去に筆頭者として免疫治療に関連する学会発表または論文が3つ以上あること。
- (5) 過去2年間に1回以上本学会学術集会に参加していること。
- (6) 過去2年間に一般社団法人日本臨床免疫学会免疫療法認定医研修カリキュラム細則にて定める研修認定単位(以下、研修認定単位) 6単位を取得していること

※6単位のうち少なくとも3単位は、アニュアル・エビデンス・レビューにて取得のこと

第2章 認定医の更新に必要な条件

第2条

認定医認定の更新の申請を行う者は、以下の資格、要件を全て備えていなければならない。

- (1) 医師免許を有すること。
- (2) 申請時に本学会の会員であり、会費を完納していること。
- (3) 申請時に認定医の資格を有し、資格取得または、前回更新から3年以内であること。なお、海外留学、病気、出産・育児、介護その他認定医制度委員会が認める正当な理由がある場合はその限りではない。
- (4) 過去3年間に1回以上学術集会またはアニュアル・エビデンス・レビュー研修会に参加していること。
- (5) 過去3年間に研修認定単位9単位を取得していること。

※9単位のうち少なくとも3単位は、アニュアル・エビデンス・レビューにて取得のこと。

第3章 申請のための提出書類

第3条

認定医認定申請のために必要な書類は以下の通りとする。

- (1) 免疫療法認定医 新規認定申請書(様式1)
- (2) 履歴書(書式は自由)
- (3) 医師免許証(写し)
- (4) 免疫抑制療法あるいは免疫に関する診療担当患者一覧表(名簿形式で可。30名以上)

※資格要件 3 (様式 7)

免疫治療に関する学会発表の抄録集の表紙および抄録部分 (写し)、および免疫治療に関する論文 (写し) 計3つ

過去2年以内の本学会総会参加証あるいはそれを証明できるもの(写し)

過去2年以内の研修認定単位6単位の受講証あるいはそれを証明できるもの(写し)

審査・登録料20,000円の払込金受領書 (写し)

新規認定医申請のための提出書類確認表 (様式2)

第4条

認定医認定の更新を申請する者は、免疫療法認定医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を認定医委員会に提出する。

(1) 免疫療法認定医 (更新) 申請書(様式3)

(2) 履歴書 (自由書式)

(3) 過去3年以内の本学会総会またはアニュアル・エビデンス・レビュー参加証あるいはそれを証明できるもの(写し)

(4) 過去3年以内の研修認定単位9単位の受講証あるいはそれを証明できるもの(写し)

※9単位のうち少なくとも3単位は、アニュアル・エビデンス・レビューにて取得のこと。

(5) 審査・更新登録料10,000円の払込金受領書 (写し)

(6) 認定医更新のための提出書類確認表 (様式4)

第4章 審査料および登録料

第5条

審査・登録料は、次の通りとする。

1 認定審査・登録料 20,000円

2 更新審査・登録料 10,000円

第6条

既納の認定審査・登録料は、返却しない。

第7条

既納の更新審査・登録料は、返却しない。

第5章 申請の時期および申請先

第8条

認定医委員会は、認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施の6ヶ月前に公示する。

第9条

申請先及び諸手数料送付先を一般社団法人日本臨床免疫学会免疫療法認定医制度事務局とす

る

第10条

全ての審査は、その年度内に完了する。

第6章 カリキュラム

第11条

研修単位取得のための研修は、①リウマチ膠原病治療（全身性自己免疫疾患）、②アレルギーおよび臓器特異的免疫疾患治療（アレルギー、消化器、神経、生殖、感覚器など）、③向免疫治療（免疫不全、腫瘍免疫、後天的免疫不全など）の3つのカテゴリーに分類される。

第12条

認定医申請および更新に必要な単位には、すべてのカテゴリーを少なくとも1単位を含むものとする。

第13条

学術集会時に1回、同事業年度内に原則として同一内容のアンニアル・エビデンス・レビュー研修会1回を学会主催でおこなう。アンニアル・エビデンス・レビューの出席者には3単位を与える。学術集会が東日本の場合、アンニアル・エビデンス・レビュー研修会は西日本で開催、またはその逆とする。アンニアル・エビデンス・レビュー研修会では同時に企業主催セミナー（ランチョンセミナーなど）をおこなうことができる。

なお、アンニアル・エビデンス・レビューのプログラムは、第11条における3つのカテゴリーすべてを含むものとし、これを受講すれば、すべてのカテゴリーを1単位ずつ取得できるものとする。

第14条

地域でおこなわれる講演会・研究会は、主催者の申請によって日本臨床免疫学会共催研修会と定義することができる。原則として45分以上の講演を1単位とする。

講演会・研究会ごとに、単位がどのカテゴリーに該当するのかを明らかにする。

第7章 附則

この細則は、2020年9月18日より施行する。

第15条

この細則は、認定医制度委員会および理事会の議決を経なければ改正、もしくは廃止することができない。